

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業費	123,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 17 号

平成23年度高知県港湾整備事業特別会計予算

平成23年度高知県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,275千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金額	款	項	金額
1	港湾整備事業収入	1,287,275	1	港湾整備事業費	1,287,275
	1 港湾整備事業収入	1,287,275		1 港湾整備事業費	1,287,275
歳 入 合 計		1,287,275	歳 出 合 計		1,287,275

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	463,000	1 借入方法 普通貸借又は 証券発行 2 借入先 政府資金その他	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる資金について、 利率の見直しを行っ た後においては、 当該見直し後の利 率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内 において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等 償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる 場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期 限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。

第 18 号

平成23年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算

平成23年度高知県の高等学校等奨学金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ509,931千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

歳 入			歳 出		
款	項	金 額	款	項	金 額
1 高等学校等奨学金 貸付事業収入		509,931	1 高等学校等奨学金 貸付金		509,931
	1 貸付事業収入	509,931		1 貸付事業費	509,931
歳 入 合 計		509,931	歳 出 合 計		509,931

第2表 債務負担行為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
高等学校等奨学金貸付	平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	361,200

第 19 号

平成 23 年度高知県電気事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成23年度高知県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 水力供給電力量 169,801,000キロワット時
 (2) 風力供給電力量 3,752,400キロワット時

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	電 気 事 業 収 益	1,404,045千円
第 1 項	営 業 収 益	1,336,458千円
第 2 項	財 務 収 益	52,304千円
第 3 項	営 業 外 収 益	5,815千円
第 4 項	特 別 利 益	9,468千円
支 出		
第 1 款	電 気 事 業 費 用	1,343,146千円
第 1 項	営 業 費 用	1,277,801千円
第 2 項	財 務 費 用	19,061千円
第 3 項	営 業 外 費 用	42,284千円
第 4 項	特 別 損 失	1,000千円
第 5 項	予 備 費	3,000千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額216,196千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,335千円、減債積立金76,913千円、中小水力発電開発改良積立金102,944千円、過年度分損

益勘定留保資金1,004千円及び繰越利益剰余金処分量30,000千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資 本 的 収 入	8,012千円
第1項	貸付金償還受入金	8,012千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	224,208千円
第1項	建 設 改 良 費	146,295千円
第2項	企 業 債 償 還 金	76,913千円
第3項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
財 務 会 計 シ ス テ ム 賃 借 料	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで		8,163

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と財務費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 430,838千円

(2) 交際費 100千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金のうち30,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 地域振興積立金

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

(総 則)

第1条 平成23年度高知県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 量

一日平均給水量	26,951立方メートル
年間総給水量	9,864,125立方メートル

(2) 給水先事業所数 54社

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	工業用水道事業収益	172,733千円
第1項	営 業 収 益	165,992千円
第2項	営 業 外 収 益	5,741千円
第3項	特 別 利 益	1,000千円

支 出

第1款	工業用水道事業費用	158,327千円
第1項	営 業 費 用	144,513千円
第2項	営 業 外 費 用	10,814千円
第3項	特 別 損 失	2,000千円
第4項	予 備 費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額39,128千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,395千円、減債積立金17,770千円、建設改良積立金10,951千円及び過年度分損益勘定留保

資金9,012千円で補てんするものとする。)

	収 入	
第1款	資 本 的 収 入	317,311千円
第1項	借 入 金	317,310千円
第2項	雑 収 入	1千円
	支 出	
第1款	資 本 的 支 出	356,439千円
第1項	建 設 改 良 費	126,421千円
第2項	企 業 債 償 還 金	221,006千円
第3項	借 入 金 償 還 金	8,012千円
第4項	予 備 費	1,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
鏡川魚族放流事業負担金	平成23年4月1日から 平成27年3月31日まで	9,114

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 51,141千円
- (2) 交 際 費 50千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

第 21 号

平成 23 年度高知県病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成23年度高知県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 安芸病院事業

(1) 病 床 数	94,428床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	37,852人
外 来	104,254人
(3) 一日平均患者数	
入 院	103人
外 来	427人

2 芸陽病院事業

(1) 病 床 数	55,998床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	40,589人
外 来	16,714人
(3) 一日平均患者数	
入 院	111人
外 来	69人

3 幡多けんみん病院事業

(1) 病 床 数	129,930床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	87,146人

外 来	138,949人
(3) 一日平均患者数	
入 院	238人
外 来	569人

4 主要な建設改良事業

安芸地域県立病院（仮称）整備事業	2,735,327千円
安芸病院改良事業	7,150千円
医療器械等整備事業	315,998千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 本 庁 事 業 収 益		146,689千円
第 1 項 医 業 外 収 益		146,688千円
第 2 項 特 別 利 益		1千円
第 2 款 安 芸 病 院 事 業 収 益		2,568,867千円
第 1 項 医 業 収 益		1,972,528千円
第 2 項 医 業 外 収 益		596,338千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
第 3 款 芸 陽 病 院 事 業 収 益		1,190,278千円
第 1 項 医 業 収 益		698,936千円
第 2 項 医 業 外 収 益		491,341千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
第 4 款 幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 収 益		8,533,464千円
第 1 項 医 業 収 益		7,245,334千円
第 2 項 医 業 外 収 益		1,288,129千円
第 3 項 特 別 利 益		1千円
収 入 合 計		12,439,298千円

支 出

第 1 款	本 庁 事 業 費 用	162,816千円
第 1 項	医 業 費 用	140,266千円
第 2 項	医 業 外 費 用	6,003千円
第 3 項	特 別 損 失	15,547千円
第 4 項	予 備 費	1,000千円
第 2 款	安 芸 病 院 事 業 費 用	3,334,566千円
第 1 項	医 業 費 用	3,156,792千円
第 2 項	医 業 外 費 用	74,796千円
第 3 項	特 別 損 失	102,978千円
第 3 款	芸 陽 病 院 事 業 費 用	1,154,363千円
第 1 項	医 業 費 用	1,121,866千円
第 2 項	医 業 外 費 用	18,167千円
第 3 項	特 別 損 失	14,330千円
第 4 款	幡 多 け ん み ん 病 院 事 業 費 用	8,762,994千円
第 1 項	医 業 費 用	8,379,398千円
第 2 項	医 業 外 費 用	301,626千円
第 3 項	特 別 損 失	81,970千円
支 出 合 計		13,414,739千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入
第 1 款	資 本 的 収 入		4,474,213千円
第 1 項	企 業 債		2,285,200千円
第 2 項	借 入 金		509,209千円
第 3 項	負 担 金		864,905千円
第 4 項	補 助 金		14,898千円
第 5 項	雑 収 入		1千円
第 6 項	そ の 他 資 本 的 収 入		800,000千円
		支	出
第 1 款	資 本 的 支 出		4,474,213千円
第 1 項	建 設 改 良 費		3,144,182千円
第 2 項	企 業 債 等 償 還 金		1,330,031千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位千円)

事 項	期 間	限 度	額
本庁財務会計システム賃借料	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで		9,805
安芸病院財務会計システム賃借料	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで		4,903
芸陽病院財務会計システム賃借料	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで		4,903
幡多けんみん病院財務会計システム賃借料	平成23年4月1日から 平成29年3月31日まで		9,805

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設事業費	1,901,000	1 借入方法 普通貸借又は証券発行 2 借入先 政府資金 その他	% 5.0以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	1 平成24年度から平成53年度までの30箇年以内において、半年賦元利均等償還又は半年賦元金均等償還等とする。ただし、政府資金から借り入れる場合は、その資金の融通条件による。 2 財政の都合により、繰上償還をし、又は償還期限を短縮し、若しくは借換えをすることができる。
改良事業費	7,100			
医療器械等整備事業費	377,100			
計	2,285,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

収益的支出における医業費用、医業外費用相互間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 5,979,623千円

(2) 交際費 450千円

(他会計からの補助金)

第10条 高知県病院事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、175,907千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、3,135,479千円と定める。

平成23年2月22日提出

高知県知事 尾崎正直

「この冊子は再生紙を使用しています」